

歌合の批評語としての「女の歌」

——評価の前提となる共通理解——

山 崎 真 克

はじめに

稿者は以前に、顕昭判詞にみられる「わぎもこがものすそよりおちたること」という表現を例に挙げ、当該歌に対する評価をいわば比喩的に表す営為を「比喩的批評」と呼んで考察を加えたことがある。顕昭判詞以外の例においてもしばしばこうした方法による評価を見出すことができ、それらは「…のこゝちす」「…とおぼえたり」などの判者による主観的認識を示す発言を伴う場合が多い。従つて「比喩的批評」とは、服飾や人物の所作に関する比喩を用いることによつて、当該歌に対する判者自身の認識をより具体的に表明しようとする営みであると考えた。

こうした方法は、批評基準を明示し、また時には具体的な批評語によつて評価を下す方法とはやや方向性が異なるのではないかと思われるが、批評の方法の一つとしては認めうるものである。

一方で、広くいえば「比喩的批評」の一環と位置づけられるもので

あるが、先にみた具体性・一回性の高い文言を用いた比喩とは対照的に、歌に対する評価の例として一般的に理解されていると思われる文言を用いて、当該歌に対する評価を表出しようとする営みも存する。この方法は、判者が判詞を読む側に対し、共通理解が得られることを期待してのものであると考えられる。

本稿では、『古今集』仮名序の小野小町評を淵源とすると思われる「女の歌」という批評語を取り上げ、こうした評価の前提となる共通理解について考察する。そして最後に、先にみた具体性の高い文言を用いた比喩による批評と合わせて、比喩的批評を通してみた批評語の生成過程についても考えてみたいと思う。

一 歌合判詞にみられる「女の歌」

「女歌」乃至「女の歌」についての言及はこれまで多くみられるが、そのほとんどは王朝歌壇や新古今歌壇における特定の「女性歌人が詠んだ歌」についてのものであった。しかし中には、もう少し広い視点から女性が詠んだ歌の持つ特徴を論じたものもみられる。たとえば、近年では鈴木日出男氏が、「ここでいう女歌とは、ただ女が詠んだ歌をさすだけでなく、実際には男が詠んだ歌であっても、どこかに女の詠みぶりを思わせるようなところのある歌を含めている。すなわち、もともと女の歌に特有の発想や表現によつた歌のことをさしている」として、「女歌とは、恋や恋の情調を詠もうとする、その発想の根源に否定的な契機がはらまれている歌ということになる。

それが、対人性に執る場合に、相手を言いまかそうとする切り返しのひびきが強まり、逆に自己に執る場合には、孤独な内容や悲哀の心象風景の色彩が強められるのである。そこに、女歌の本性があるように思われる。たとい男であつても、そのような発想に立つて詠めば、それも女歌のうちの一つである」と述べている。²⁾

また田村柳壺氏は、次のように「女歌」の概念規定を行っている。³⁾

(1) 女歌 女性の詠んだ歌、女性作者の歌。(『袋草紙』題目書様、『八雲御抄』巻一番事、『明月記』元久二年三月二日条の用略)同義の語に「女房歌」(広義には女性の詠んだ歌の意、狭義にはいわゆる女房歌人の詠んだ歌の意で用いる)がある。

(2) 女の歌 女性の歌に特有の発想・表現によつて詠まれた歌、女性の歌を特徴づける様式・風体を現出している歌。『古今集』仮名・真名両序の小野小町評に淵源のある語で、優艶・繊細な抒情性を基調とし、反理知的・非論理的な表現を特色とする詠みぶりと認識されていた。「風体、艶なるを先として、いとほしき様なり。女の歌かくぞあらめとあはれにも侍るかな」(『歌仙落書』讚岐評)、「右歌、まぢかね山の一声、聞くにつけても恨めしなど言へる、女の歌と覚えて優には聞ゆる」(『中宮亮重家朝臣家歌合』俊成判)、「とても絶ゆべき命ならば、この事のもれぬ先にかにもならばやと願ひたる心、女の歌なればあはれ浅からずや」(『自讃歌頓阿注』式子「玉の緒よ」歌注文)など。

(3) 女歌 折口信夫が「女流の歌を閉塞したもの」(『短歌研究』昭26

・1)において意識的に用いた語。それまで長く歌壇を支配していたアララギ派の現実主義を批判し、伝統的な「女歌」の興隆によつて、短歌の革新を期待する論調の中で用いられている。(中略)なお、(1)・(2)との直接的なかわりは認められない。

(4) 女歌(じよか) 「歌うならば、今―84京都(春のシンポジウ

ム)において阿久津英が用いた語。(中略)性を基礎とする社会の歌」、「前衛短歌運動のころの思想詠・社会詠よりも、もうひとつ深まった意味での思想詠・社会詠」を指している。

これらは、平成三年十一月の日本大学国文学会におけるシンポジウム「いま、なぜ女歌か」において、当日用意された(参考資料)に「術語としての『女歌』の諸相」として掲げられたものである。

このうち(3)・(4)に関しては、田村氏も「(1)・(2)との直接的なかわりは認められない」とされているように、質的に或いは時代的にみても、両者には大きな開きがあるようである。本稿では歌合の批評語として用いられている「女の歌」を考察したので、田村氏の規定によるところの(1)をも視野に入れた上で、(2)を中心に取り上げることとし、(3)・(4)は考察の対象から除外している。さて、歌合判詞にみられる「女の歌」については、藤本一恵氏によって既に検討が加えられている。⁴⁾藤本氏は、『古今集』仮名序の小野小町評として筆者紀貫之が認定した「女の歌」の系譜を求めて、後

世の歌人たちいかに理解され、継承されていったかを探ることを目的とし、歌合判詞及び歌学書の用例を取り上げて考察を加えておられる。「よはし」「優」「艶」といった共起する批評語によって分類し、「女の歌」の持つ特性を見出し、おられる点については全く異論がない

「表」歌合判詞にみられる「女の歌」

いのであるが、今回の調査によって少々用例を追加することもでき、また冒頭で述べたような「比喩的批評」の一環としての機能を考える際には、新たな問題を見出すことも可能であると思われるので、改めて用例を表にまとめた上で一覽し、検討していきたいと思う。

年次	歌合名	歌題・番数	作者	判者	判詞の一部
①	長治二年(二〇五)俊頼朝臣女子逢歌合	千鳥・十番左	(俊頼女)	俊頼	いふによまれて侍めり…女の歌とおぼえて
②	永万二年(二〇六)中宮亮重家歌合	郭公・十番右	顯昭	俊成	女のうたとおぼえて優にはきこゆる
③	嘉応二年(二七〇)住吉社歌合	述懐・二番左	公重	俊成	女のうたならば優なるべきにや
④	建久二年(二九一)若宮社歌合	松間梅花・十五番左	右大臣佐	顯昭	もしをむなのよみたまへるにや。むかしの伊勢御などよみのこされたりけるにか
⑤	建久二年(二九一)若宮社歌合	寄祝言恋・九番右	成全	顯昭	女のうたになりてよむもつねのことなり
⑥	建久四年(二九三)六百番歌合	寄席恋・廿五番右	經家	俊成	女の歌とぞみえたる
⑦	建仁二年(三〇〇)千五百番歌合	春三・二百十八番左	二条院讃岐	俊成	共に女人の歌はかやうにこそと艶にみえ侍り
	同	同・同	俊成卿女	同	同
⑧	建仁二年(三〇〇)千五百番歌合	冬一・八百四十番右	定家	定家	もみちの袖の色よくみえ侍にや。女房の歌ならばゆるさるゝかたも侍なん
⑨	建仁二年(三〇〇)千五百番歌合	恋三・千三百三十番右	宜秋門院丹後	顯昭	「つよからぬは女の歌なれば」と申せり
⑩	寛元元年(三〇四)河合社歌合	不遇恋・廿六番右	為氏	為家	女房のうたのよわきこそゆるさるる事にはべれば
⑪	宝治元年(三三三)院御歌合	初秋風・四十一番右	俊成卿女	為家	女のうたとおぼえていうに侍れば
⑫	文永二年(三三六)歌合	未出月・四番右	中納言	衆議	女房の歌にやとて優せられて
⑬	元亨元年(三三三)外宮北御門歌合	懐旧夢・七十一番右	憲家女	公雄	優に侍り。…女歌なれば可為持

二 「女の歌」の分類

右の表中において、男性が作者である歌に対し「女の歌」と評されている場合には、作者名を強調して示した。また、判詞の一部を引用した欄では、共起する批評語を強調して、もしくは実線で囲んで示し、判者の主観的認識であることが明示されている部分には波線を施した。

藤本氏は、「古今集成成立以後、天徳四年内裏歌合(六〇)から、下限を宝治元年(三〇四)院御歌合に定めて」用例を検索しておられる。今回の調査では、さらに時代の新しい例を含めて新たに三例を加えた。また、「女の歌」ではないが、「もしをむなのよみたまへるにや」とする建久二年(二九二)『若宮社歌合』(顕昭判)の例もこれらに加えた。

但し、元永二年(二二二)『内大臣忠通歌合』「をみなへしにふぢばかまをきするはつねの事、又は女たる歌はあらめども、たしかにもおぼえず」(顕季判・追判)、治承二年(二七六)『或所廿二番歌合』「まろねといふことは、近比ある女哥よみの詠て侍し後より、みなかやうにのみよまれ侍なり」(顕昭判)などは、当該歌にみられる発想・表現等が先行する女性作者の歌に存するという指摘に留まるので、今回の検討からは除外した。

以下、「女の歌」が指し示す内容による分類と、共起する批評語が端的に示す「女の歌」の持つ特性による分類とを組み合わせ、検討していきたい。これは、田村氏の論と藤本氏の論とを結び付けようとする試みであるので、自然、両氏の論に拠るところが大きくなる。

田村氏の論における「女の歌」についての規定をふまえて、歌合判詞にみられる「女の歌」の指し示す内容による分類を試みたところ、以下に示すような三つの用法が存した。

- A. 女性によつて詠まれた歌。女性が作者である歌。
 - B. 女性によつて詠まれた歌が持つ特性を備えた歌。
 - C. 女性の立場に立つて詠まれた歌。女性が視点人物である歌。
- A・Bは、田村氏の規定の(一)・(二)にほぼ一致する。Cは規定の中にはないが、藤原定家が行ったと述べられた「女歌の詩的領域への侵入」に関わってくる。厳密に言えば、A・Cは比喩的批評とは言えないかもしれないが、後に示すように、こうした用法の場合でも「女の歌」という語が当該歌に対する批評に深く関わっていると思われるので、合わせて考えることにしたい。では、共起する批評語が端的に示す「女の歌」の持つ特性を考え合わせながら、具体的に用例を示しつつ、批評の方法について考察していく。

まず、Aの中で、淵源である『古今集』仮名序の小野小町評における「女の歌」と最も用法が近いと思われる例についてみてみよう。

⑨千五百番歌合 恋三 千三百三十番 丹後 (顕昭判)

三六五 ひとりねの袖にしらるゝしぐれこそ秋しもわかぬものとみえ
けれ

…右歌は、かみしもあひかなひてよみおほせられて侍

り。古今序に、小野小町がうたを申すに、「艶にして気力なし」と待べり。「つよからめは女の歌なれば」と申せり。以右為勝。

これは、『古今集』真名序・仮名序の小町評をともに引用して、右の丹後歌の批評に当てている。袖にこぼれる涙によつて独り寝の切なさを表した丹後歌の、藤本氏が「嫺々とした佳人の閨怨の俤を偲はせる」とされたような「よはさ」を、『古今集』両序の小町評と共通するものとして捉え、両序を引用するという方法によつてそれを示しているのである。ここには、小町評及び小町歌に対する印象をも含めて、判詞を読む側に対し共通理解を期待するという判者顕昭の意識が込められているのではないだろうか。

これに対して⑧及び⑩は、「よはさ」についてふれていることは一致するが、当該歌そのものに「よはさ」を認めているわけではない。

⑧千五百番歌合 冬一 八百四十番右 定家朝臣 (定家判)

三五六 秋暮しもみぢの色をかさねても衣かへうきけふの袖かな

…たゞし、もみぢの袖の色よわくみえ侍にや。女房の歌ならばゆるさるゝかたも侍なん。

⑩の「河合社歌合」の為家判では、左の兵衛督歌は「詞つよく心たしか」、右の為氏歌は「題かすかに姿よく侍」ので「作者をとりかへばや」として、さらに「女房のうたのよわきこそゆるさるる事にはべれば」と右歌を非難し、最終的に左歌を勝とする。いずれも、作者が男性であるので「よはさ」は否定的評価につながったが、もし作者

が女性であるならば非難される点にはならないとする。

こうしてみると、「女の歌」の持つ特性の一つである「よはさ」に言及した判詞では、『古今集』仮名序での用法に近く、Aの「女性によつて詠まれた歌」の意で「女の歌」が用いられているようである。

また、Aの用法の中で、⑧及び⑩と同様にもし作者が女性であるならば非難されることはないだろうに、とあるのが③である。

③住吉社歌合 述懐二番左 公重朝臣 (俊成判)

一〇三 すみよしときこゆるさとにいとはずはおきどころなきみやや
とさばや

左右のうた、いづれもことごとがなくはきこゆ。たゞし、かやうのうたすこしは人によることあり。左歌はこゝろぐるしきやうながら、又おろかにきこゆ。女のうたならば優なるべきにや。…

傍線部に「人によることあり」とあり、また判詞末尾にも「いづれも作者おほつかなく侍」とあることから、作者が女性ではなく、男性であることが否定的評価へとつながっている。

時代的には下がるが、⑬においても、女性の歌であることが否定的評価の度合いを弱める要因となつていられると思われる。判詞はまず、「左初五字、何と詠めるにか」と左歌の初句について否定的に評する。続いて「右、優に侍り」と肯定的に評価するが、「但恋の歌にや侍らん」として「懐旧夢」という題からやや外れて「恋の歌」に近づいていくことを非難する。しかし、この後に「女歌なれば可為侍(女性が詠

んだ歌なので、持とすべきである」とあつて、題意から外れるという比較の大きな難点を持つにもかかわらず、左歌の難以上の否定的な評価はなされていない。「女歌」であるという判者の認識が、題意から外れる点によるのか、或いは恋歌に近づく点によるのかははっきりしないが、女性の詠んだ歌であることによつて、厳しい非難を免れていると言えるのではないかと思う。

さらに共起する批評語に着目すると、⑦では「共に女人の歌はかやうにこそと、艶にみえ侍り」と二条院讃岐・俊成卿女両者の歌を評している。③・⑦共に俊成判であることを考慮すれば、俊成は「女性が詠んだ歌」に「優」「艶」といった特性を見出していたといえる。この特性は、Bの用法で「女の歌」が用いられる際に顕著にみられる。判者が「女性によつて詠まれた歌が持つ特性を備えた歌」であると認識していることが、「女の歌とおぼえて」という文言によつて明示されている。

①俊頼朝臣女子逢歌合 千鳥十番左 (俊頼女) (俊頼追判)
三 夜もすがら友待かねてはま千鳥ひとりあかしの浦に鳴也

これはともにいふによまれて待めり。左歌も、女の歌とおぼえて、こころくるしうくちおしう待めるに、…

②中宮亮重家歌合 郭公十番右 顕昭 (俊成判)

哭 ほととぎすすまちかねちまの「こゑはきくに」けてもうらめしきかな

右歌「まぢかね山のひとこゑ」きくにつけてもうらめし

などいへる、女のうたとおぼえて優にはきこゆるを…

俊頼判が初例であるが、田村氏も取り上げておられるように、作者が男性である歌に対して「女のうたとおぼえて」とする俊成判のほうが典型的であろう。郭公の一声を待ちに待つてようやく聞いた、だが聞いたにもかかわらず待ち続けていた時の恨めしさがなお心に残るという状況は、男を待つ女の姿にも似て、「よはさ」に通ずる。

その点を判者俊成は捉え、『古今集』仮名序の小町評にある「女の歌(女性によつて詠まれた歌)」という語を利用して、男性によつて詠まれた歌に対し女性によつて詠まれた歌の持つ特性を備えていると述べているのではないか。これは、『古今集』仮名序の小町評に対する共通理解を前提にした上での批評といえるのではないだろうか。さらに俊成はその状況を「優」と認定した。俊頼判も、友を待ちかねて一晚中明石の浦で夜を明かして鳴く浜千鳥に、男を待つ女の姿を重ね合わせて、「女の歌」と評し、さらに「優」としている。ここに、単なる「よはさ」から「優美さ」への新たな展開が見取れる。⑩

⑩の爲家判・衆議判にみられる例もこれを継承したものである。最後に、Cの「女性の立場に立つて詠まれた歌」という用法で用いられている例をみておく。

⑥六百番歌合 寄席恋廿五番左 顕昭 (俊成判)

二元 出にけるきみがよとこのさむしろにひとりねしてやはだをふれまし

右 経家卿

二三 あやむしろたちよる人はなけれどもあらしにのみしきてこそ
また

判云。左、「出にける」とをける心、おとこのいでにける
あとのさむしろにひとりねしたる女のうたならば、無下
にわろくきこゆ。又、男の歌ならば、女出にける跡にい
りきたるにや。いかにも初の五字の不_レ宜にや侍らん。
右歌、「あやむしろたちよる人はなけれども」といへる、
これも女の歌とぞみえたる。…

相手の床に独り寝している視点人物は女性であるか、男性である
かというのが、左歌についての評の注目するところであろう。これ
を承けて右歌についても、立ち寄る人はないけれども待ち続けてい
る視点人物を女性であると指摘している。男を待つ女の姿を当該歌
に認める点では、①・②に一致している。また、⑤の『若宮社歌
合』の成全歌に対する顕昭判も、「右歌、「を」とこ山松よりしてぞ」
とよまれたるは男をまつにや」とやはり男を待つ女の姿を認めた上
で、「女のうたになりてよむもつねのことなり」と述べる。

このような男性が作者である歌の場合には、田村氏が指摘されて
いるように、『京極中納言相語』にみえる「恋の歌をよむには凡骨
の身を捨て、業平のふるまひけむ事を思ひいで、我身をみな業
平になしてよむ」、或いは『毎月抄』にみえる「よくく心をすまし
て、その一境に入ふしてこそ稀にもよまるゝ事は侍れ」という定家
の言とも関わりがある。

以上、歌合判詞において「女の歌」の指し示す内容を分類し、共起
する批評語が端的に示す「女の歌」の持つ特性を考え合わせながら、
批評の方法について考察してきた。『古今集』仮名序の小町評が内
包する歌の「よはさ」に対する評価を共通理解として持つことが、当
該歌の評価を行う際に前提として存しているようである。また、判
詞中に「古今集」両序を引用する顕昭判などでは、あくまで「よは
さ」を認めるのに留まるのに対し、俊頼判・俊成判などでは、さら
にそこから展開して「優美さ」を見出していった。

続いては、残る一例④建久二年(二五二)『若宮社歌合』の顕昭判に
ついて、もう一つの批評の方法を考えてみる。

三 特定歌人名による評価

藤本氏の挙げられた用例に今回追加した『若宮社歌合』の顕昭判
の例には「女の歌」という文言はみえないが、「もしをむなのよみた
まへるにや」とあって、先の「女の歌」の指し示す内容による分類の
A「女性によって詠まれた歌」に準ずるものと考えられる。

④若宮社歌合 松間梅花 十五番左 佐 (顕昭判)

みれどあかず梅のほひの紅に松のみどりのひとへ重ねて

左歌、むめのほひのくれなゐに松のみどりのひとへか
さねん事、**さも**とみえて心にふかくしめ侍り。もしをむ
なのよみたまへるにや。むかしの伊勢御などよみのこさ
れたりけるにか。…

この歌は、紅梅に常緑の松がさしかかっている情景を服飾に見立てて詠んだものと思われるが、これに対する評として「さも」とある。本歌合における用法を帰納すると、こうした情景は確かに実際に存するであろう、歌中に作り上げた世界として論理的破綻はきたしてないであろう、の意であると考えられる。これに続けて、傍線部前半では「女性がお詠みになったのだらうか」という判者の認識を示している。この部分は、判者頭昭が判詞を記す際に、作者名が伏せられていたとするならば、単に「この歌の作者は女性ではなからうか」と推測しているにすぎないという可能性もある。しかし、判詞中に作者に対して「たまふ」の敬語が用いられることはほとんどなく、例えば松間梅花・十三番判「八条大相国、六条のあまのはしだてにて歌合したまひけるに、徳大寺左府のよみ給へるはなさかり」と待る歌をば、六条修理大夫判者にて、「……とぞことわり給ひける」などのように先行する歌人に対して用いられている。よってこの「をむな」も本歌合の作者ではなく、先行する女流歌人を指すと考えられる。従って、頭昭は何かしら先行女流歌人の詠みぶりに似た特性を当該歌から読みとつていると言えるのではないか。

さらに傍線部後半では、具体的に「伊勢御」という歌人名をあげている。「よみのこす」というのは、『俊頼髓脳』に「よみのこしたるふしもなく、つゞけもらせることばもみえず。いかにしてかは、すゑの世の人の、めづらしきさまにもとりなすべき」とあるように、「ある発想・表現がそれまでの歌人達に詠まれていないこと」を指す

ものと思われる。歌合判詞において用いられる場合は、否定的・肯定的両様の評価を示す語となりうるが、当該判詞では、この後右歌に對し趣向がありふれていると非難して、最終的に左の勝としているので「さも」とみえて心にふかくしめ侍り」の部分と合わせて、肯定的評価であることは確かである。よって、嘉祿二年(三三〇)後鳥羽院御自歌合(家隆判)初春・一番判「春のたちぬる心も、いかでむかしよりよみ残し侍りけん」¹²、耕雲千首(宗良親王評)・櫛紅葉・四六評「殊に珍重候ふ。定家家隆いかでよみのこし候ひつらん」などの例からも分かるように、「素晴らしい発想・表現であつて、今まで歌に詠まれていしかるべきであるのに、どうして詠み残してあつた(詠まれないでいた)のだらうか」の意で用いられているのであろう。従つて判詞傍線部後半は、「昔の伊勢がお詠みになるべき歌であるのに、詠み残された(お詠みにならなかつた)のだらうか」という意になるものと考えられる。

では、当該歌のいつたいどのような点を捉えて、「女性が詠んだ歌」や「伊勢御の歌」であると認識されたのであろうか。前節でみたような女性によつて詠まれた歌の持つ「よはさ」「優美さ」といった特性を見出ししての発言とは異なるようである。強いていえば、梅と松とが競い合うように映えている情景を「にほひの紅(紅の匂)」「松のみどりのひとへ(単衣・一重)」という女性装束に見立てた発想が、女性特有のものであるとの認識が働いているのかもしれない。『正治初度百首』秋・吾岳・通親歌にも「さほ山は紅葉むらこのきぬかけ

て松の緑ぞひとへなりける」とあつて、女性のみにみられる発想とは必ずしもいえないものの、梅と松とが競い合うように映えている情景を詠んだ当該歌に対する判者の批評は、屏風歌に秀歌を多く残すなどの特徴を持つ歌人伊勢の歌風を総体として捉えての発言と考えられはしまいか。すなわち、『古今集』を代表する女性歌人である伊勢の歌風に対する印象を共通理解として判詞を読む側に期待し、それによつて肯定的評価に結び付けているのではないだろうか。

「女の歌」という文言はみられないが、この類例として、安元元年(二五)『右大臣兼実歌合』の清輔判があげられる。

・右大臣兼実歌合 落葉 十番左 右大臣 (清輔判)

一九 槇のやにたえず音なふ木の葉こそ時雨ぬ夜はのしぐれ成けれ
左歌、ころおかしく、詞きよらかなり。「時雨ぬ夜はのしぐれなりけれ」の句、きはやかにて、相模御の歌とおぼえたり。…

「時雨ぬ夜はのしぐれなりけれ」という下句に近い表現及び木の葉の散りかかるのを時雨の音と聞く発想は、現存する相模の歌には見出せない。これも「相模御」の歌に似た何らかの特性を認めるといふ特定歌人名による評価がなされているように思える。

但し、判者には特定の歌が想起されていたという可能性も否定しきれない。仮に、特定歌があるとすれば、この部分は考察の対象から外した当該歌にみられる発想・表現等が先行する女性作者の歌に存するという指摘になってしまう。さらに類例を調査していく

ほかないが、特定歌人名による評価を批評の方法の一つとして認める可能性を探つていきたいと考えている。

おわりに

広くいえば「比喩的批評」の一環と位置づけることが可能な、歌に対する評価の例として一般的に理解されていると思われる文言を用いて、当該歌に対する評価を表出しようとする営みについて考察してきた。判者が判詞を読む側に対し、共通理解が得られることを期待して批評語を用いていると考えてみたが、今後さらに同様の例を多く見出す必要がある。今回取り上げた「女の歌」についても、検討の対象を歌学書・注釈書等にもさらに広げていかねばなるまい。

また、これはさらに考察を深めていく必要があるが、以前にみた服飾や人物の所作などに関する具体性・一回性の高い文言を用いた比喩による評価、及び今回扱った歌に対する評価の例として一般的に理解されていると思われる文言を用いた評価の検討を通して、批評語の生成過程を想定することができるのではないかと考える。

というのは、当該歌に対する判者自身の認識をより具体的に表明しようとして行われた服飾や人物の所作などに関する「比喩的批評」が、時に元来の具体性を弱めてやや抽象化された用法で用いられることがあり得るのではないか(例えば、「わざもこがものすそよりおちたること」が元来の具体性を弱めて、単に「ありふれたこと」の意で用いられるなど)、それが歌に対する評価の例として一般的に理

解された場合、共通理解が存することを期待して用いることが生じて、さらに抽象化が進み、やがてはある概念を持った批評語として独立する過程が存するのではないか（例えば、渡部泰明氏が指摘されたように、「ふるまふ」「ふるまひ」という批評語は、元来隨身等の身体的イメージと結び付いていたことなど）と思われるのである。現段階では憶測にしか過ぎないが、引き続き考察を進めていきたい。

〔注〕

(1) 拙稿「歌合判詞にみられる比喩的批評をめぐって」(『古代中

世国文学』12 平10・11)

(2) 鈴木日出男氏「女歌論」(『日本の文学』第5集 平元・5

有精堂。『古代和歌史論』平3 東京大学出版会に「女歌の本

性」として所収)。

(3) 田村柳登氏「新古今時代と女歌」(『語文』82 平4・3。

『後鳥羽院とその周辺』平10 笠間書院に所収)。

(4) 藤本一恵氏「古今集仮名序女の歌」をめぐって(『関根慶子博

士頌賀会編『平安文学論集』平4 風間書房)。

(5) 以下、特に断らない限り、歌合の本文の引用は、萩谷朴氏

『平安朝歌合大成「増補新訂」』三、四(平8 同朋舎出版)

に拠るが、底本の表記に近づけるように私に改めた箇所もある。

(6) 引用は、注(5)萩谷氏著書に拠るが、国文学研究資料館蔵マ

イクロ資料の紙焼写真を用いて、底本である北岡文庫蔵本(二〇

七・三六・五)の表記に近づけた。なお、校合には同紙焼写真の内閣文庫蔵本(三〇一五)、河野信一記念文化館蔵本(三三九六)を用いた。

(7) 引用は宮内庁書陵部本を底本とした有吉保氏『千五百番歌合の校本とその研究』(昭43 風間書房)に拠るが、明らかに底本の誤脱と思われる箇所は高松宮本に拠って訂しているほか、私に表記を改めた箇所もある。

(8) 引用は、小西甚一氏『新校六百番歌合』(昭51 有精堂)に拠るが、底本の表記に近づけるように私に改めた箇所もある。

(9) 以下、特に断らない限り、歌学書の引用は、『日本歌学大系』に拠る。

(10) 後藤祥子氏「女装する定家」(『文学』6—4 平7・11)でもこの用法で「女歌」という語が用いられている。また、五月女肇志氏「藤原定家の女歌——千五百番歌合の判詞をめぐって」(平成十年度和歌文学会五月例会発表 於慶應義塾大学)も、発表資料を見る限りでは同様の主旨であると思われる。

(11) 引用は群書類従本に拠るが、濁点・句読点等は私に付した。

(12) 以下、特に断らない限り、和歌の引用は『新編国歌大観』に拠る。

(13) 渡部泰明氏「「ふるまへる」姿をめぐって——俊成歌論と説話の接点——」(『国語と国文学』70—1 平5・1)。

——やまざき・まさかつ、広島大学文学部国文学研究室勤務——